

海外経済要録

国際機関

◇国際エネルギー機関、石油の最低価格設定につき合意

国際エネルギー機関(IEA)は、3月19、20日の両日理事会を開催、石油を含む輸入エネルギーの最低価格水準の設定につき合意をみた。

本合意は、石油を含むエネルギーを輸入した際、輸入価格についてはこれを自由とする一方、国内販売価格を課徴金、関税などを通じて一定水準に保つことにより、代替エネルギー開発を促進することをねらいとしており、その具体的な方策は各国にゆだねられている。

なお、価格の具体的な水準は7月1日を目標に今後検討が加えられていく予定である。

◇エスキャップ第31回総会の開催

エスキャップ(Economic and Social Commission for Asia and the Pacific, 旧称エカフエ、前回総会決議に基づき改称)の第31回総会は、2月26日から3月7日までニューデリーで開催された。

今次総会の焦点は、①石油危機に伴う世界経済混乱が尾をひいて、域内の多くの発展途上国は国際収支の逆調と食糧不足に悩んでいる現状にいかに対処すべきか、②昨年4～5月の国連資源特別総会で採択(議長コンセンサス宣言)された新国際経済秩序建設宣言の取扱い方いかん、の2点に絞られ、前者については、大多数の参加国が事態の深刻さを認め、米国、日本などの先進国やイランは、MSACに対する重点的援助の早期実施を約束した。しかし後者については、国連決議を既定事実とする発展途上国側に対し、先進国側は、当該事項はなお検討を要する問題であり、また地域レベルの会合で結論を急ぐべきものではないとしてコミットを避け、結局先進国側の主張がいちおう貫徹された形で最終日、ニューデリー宣言が採択された。

同宣言は、域内発展途上国の当面する困難な事態を憂慮するとともに、経済成長と同時に社会正義の実現にも努力すべきことを強調、また発展途上国間の集団的自力更生(collective self-reliance)の重要性を指摘し、具体的には次の諸点につき各加盟国の努力を呼びかけている。

- (1) 食糧増産への努力と協力(とくに貧農や農業労働者の生活向上)。
- (2) 原料その他商品の問題の協力による解決。

- (3) 先進国およびその他富裕国の援助による国際収支赤字および債務負担の困難克服のための協議の開催。
- (4) 発展途上国間の技術協力。
- (5) 先進国によるDAC国際開発戦略宣言に盛り込まれた援助約束の履行と、他の富裕国による応分の寄与。
- (6) 人的資源の動員とその有効な活用によるエスキャップの行動計画の実施。

米州諸国

◇米国、公定歩合を引下げ

米国連邦準備制度理事会は3月7日、ニューヨーク等10連銀が公定歩合を6.75%から6.25%に引き下げ、10日から実施することを承認した旨発表した。残るセントルイスおよびダラスの両連銀についても、同様の引下げが13日承認された(14日実施)。

今回の引下げは、第1回(74年12月6日発表、8.0→7.75%)、第2回(1月3日発表、7.75→7.25%)および第3回(2月4日発表、7.25→6.75%)の引下げに続く4回目の措置であるが、その趣旨につき同理事会は、「経済活動の停滞および最近におけるインフレ鎮静化傾向にかんがみ採られたものであり、同時に他の短期市場金利の低下に追随することを意図したものである」と説明している。なお、「インフレの鎮静化傾向」を引下げ理由の一つにあげたのは、4次にわたる引下げのうちで今回がはじめてである。

◇米国輸出入銀行、輸出金融条件を改正

米国輸出入銀行は2月27日、米国の輸出促進を図るため、米国輸出業者および海外輸入業者に対する直接貸出および債務保証の条件を改正する旨発表した。本措置発表にあたりケーシー同行総裁は、「貿易赤字およびドル為替の下落がインフレを助長しており、また輸出の落込みが国内企業の雇用縮小につながっているおりから、健全な輸出取引に必要な資金調達を順便化させるため、直接貸出および債務保証の拡大を行う」旨表明している。その主な改正内容は次のとおり。

- (1) 直接貸出限度額を従来の輸出金額の30～45%から30～55%へと上限を拡大する。またこれに対する貸出金利は、従来の7.0～8.5%から7.0～9.0%へ一部変更する(なお輸出信用全体の借入平均金利は、先進6か国間の合意にもとらならないよう年7.5%を下回らないこととする。49年11月号「要録」参照)。
- (2) 残額の資金調達についてはケース・バイ・ケースで債務保証に応じるが、このうち直接貸出をしない場合

の債務保証の最高限度を輸出額の85%(従来原則45%)まで引き上げる。

なお、上記措置の効力を高めることを目的に、次の両相談所の設置があわせて発表された。

(1) 「中小企業輸出金融相談所(Advisory Service for Small Business)」を設立し、中小輸出業者を対象に同行の輸出信用および債務保証等の利用手続などをアドバイスする。

(2) 「大型輸出プロジェクト金融相談所(Advisory Service on Large Project)」を設立し、大型プロジェクトの輸出に関係した大企業および市中銀行が、OPECによって設立された新金融機関その他諸国の公的輸出金融機関および米国の機関投資家などから補充金融を受けられるようアドバイスする。

◇米国、大口穀物輸出の事前報告制を廃止

米国農務省は3月6日、74年10月7日以降実施してきた大豆、小麦等の穀物7品目(注1)についての、1日当り1仕向け地1品目5万トン以上または1週間(累積)当り1仕向け地1品目10万トン以上(注2)の大口輸出契約に対する事前報告制(これによって農務省が大口輸出契約を契約締結前にチェックし、必要に応じて適当な措置を講ずる含み)を撤廃する旨を発表した。

ただし、1973年農業法に基づく、①綿花、穀物等の輸出契約の事後報告義務(1週間分取りまとめ翌週報告)、②1日当り1仕向け地1品目10万トン以上の大口農産物輸出契約についての24時間以内の事後報告、などは引き続き実施されることとなっている。

(注1) 当初の規制対象品目は、小麦、とうもろこし、とうりゃん、大豆、大豆かすの5品目。10月11日に大麦、からす麦が追加され計7品目。

(注2) 小麦、大豆、大豆かすの3品目については、1月29日に、1日当り1仕向け地1品目10万トン以上または1週間累積で1仕向け地1品目20万トン以上の輸出契約へと条件を緩和。

欧州諸国

◇EC蔵相理事会、新欧州通貨単位創設を決定

1. EC蔵相理事会は3月18日、EC専門家委員会の提案に基づき、新欧州通貨単位(新UC)の創設を決定した。

新UCの決定方法等は次のとおり。

- (1) 新UCはEC加盟国通貨の加重平均により決定する。
- (2) 新UCの価値算定上の各国通貨のウエイトは、1969~73年の各国GNPおよび貿易シェアを基準に以下のように定める。

ドイツ・マルク27.3%、フランス・フラン19.5%、

英ポンド17.5%、イタリア・リラ14.0%、オランダ・ギルダー9.0%、ベルギー・フラン7.9%、デンマーク・クローネ3.0%、アイルランド・ポンド1.5%、ルクセンブルク・フラン0.5%。

(3) 新UCはブリュッセル為替市場における各国通貨の対ベルギー・フラン相場により各国通貨を換算し、ベルギー・フラン建で表示する。

また、新UCのベルギー・フラン以外の通貨建による価値は、上記により計算された新UCのベルギー・フラン建価値を各国通貨の対ベルギー・フラン(当該国の為替市場における相場)で換算して算出する。

2. UCの価値は、固定相場制の下では0.888671グラムの純金に等しいと定められ、各国通貨の平価と同一基準に立っていた(ちなみに、72年12月17日のスミソニアン合意では1UC=1.08571ドル)が、変動相場制の下でこの関係が崩れ、現行では域内取引に各種のUCが使用されている(注)。今回の決定は、こうした混乱を解消することをねらったもので、漸次新UCに切り替えられ一本化していくことが予定されている。

(注) たとえば、EC予算に使用されるUCは従来どおり各国通貨の平価と定義されているが、欧州石炭鉄鋼共同体のUCは各国セントラル・レート(フroot諸国は実勢レート)と等価であり、共通農業政策のUCと各国通貨単位との交換比率は特定レートが使用されている。

◇EC、英国のEC加盟条件再交渉問題で合意

1. ECでは、3月10、11日の両日にダブリンで開催された第1回欧州理事会(Conseil européen, これまでの首脳会談に代わるもので、加盟国外相も同席、従来に比し実務的な色彩が強い)において、英国の加盟条件再交渉問題につき最終的合意に達した。本交渉は昨年6月の外相理事会以降継続されていたもので、同理事会では、英国の財政負担軽減およびニュージーランド乳製品輸入に関する保証延長が残された問題として採り上げられた。両問題に関する合意の概要は以下のとおり。

(1) 英国のEC財政負担の軽減問題

イ. 英国に限らず、加盟国のEC財政負担比率がそのGNPのEC全体に占める比率を上回り、かつ次の3条件(いずれも3か年の移動平均により算出)を満たした場合には、当該国に対し財政負担の一部を還付する。

(イ) 1人当りGNPがEC平均の85%未満であること。

(ロ) GNP成長率がEC平均の120%を下回ること。

(ハ) 経常収支が赤字であること。

ロ. 還付額は、次の算式により決められるものとす

る。すなわち、

還付額＝財政負担額

×{(財政負担比率/ＧＮＰ比率)－1}

×還付率(注)

ただし、還付額はＥＣ予算規模が80億ＵＣ以下の場合には250百万ＵＣ、80億ＵＣ超の場合は予算総額の3%を限度とする(ちなみに、75年の予算規模は69億ＵＣ)。

(注) 還付率は、次のとおり財政負担比率がＧＮＰ比率を上回る度合いに応じて異なる率とする。

【財政負担比率/ＧＮＰ比率】	【還付率】
100%超105%までの部分につき	0%
105%〃110%	50%
110%〃115%	60%
115%〃120%	70%
120%〃125%	80%
125%〃130%	90%
130%超	100%

(2) ニュージーランド乳製品の輸入保証延長問題

イ. ＥＣは、ニュージーランド乳製品の輸入保証に関する議定書の期限切れとなる77年以降も、ニュージーランド政府との緊密な協議を維持する。

ロ. 78年以降の輸入保証の取扱いについては、バターについてのみ80年までの3年間、74～75年の輸入実績を限度としてこれを認める。

2. なお、英国のＥＣ加盟条件再交渉が終了した結果、英国がＥＣに残留するか、ＥＣを脱退するかの決定は、6月に予定される同国の国民投票にゆだねられることとなった。

3. これに関連し、英国政府はさっそく3月18日の閣議においてＥＣ残留を国民に対し勧告する方針を固め、3月28日にこうした方針に沿った白書を発表するなど、いち早く世論誘導に乗り出している。

◇英国、ロンドン手形交換所加盟銀行、貸出基準金利等を引下げ

1. ロンドン手形交換所加盟銀行大手4行(Barclays, Lloyds, Midland および National Westminster)は、1月の小幅引下げ後据え置いていた貸出基準金利を、3月上旬、下旬の2度にわたり合計1.0～1.25%引き下げると同時に、7日もの通知預金金利については貸出基準金利引下げ幅を上回る1.5～1.75%の引下げを実施した。各行の引下げ実施日および新金利は別表のとおり。

2. 今次金利引下げについてBarclaysやNational Westminsterでは、「貸出金利の引下げは、内外市場金利動向のほか企業需資の低調にかんがみためのものであるが、預金金利の引下げ幅が貸出金利のそれを上回ったことについては、最近流動性預金のウェイト低下に伴い総預金コ

ストが上昇傾向にあることによるもの」との説明を行っている。

ロンドン手形交換所加盟主要銀行金利

(単位・%)

銀行名	引下げ実施日	貸出基準金利	一流民間企業向け当座貸越金利	7日もの通知預金金利
Barclays	3月5日	10.75(0.75)	11.75(0.75)	8.0(1.0)
	3月25日	↓ 10.25(0.5)	↓ 11.25(0.5)	↓ 7.25(0.75)
National Westminster	3月6日	11.0(0.5)	12.0(0.5)	8.25(0.75)
	3月20日	↓ 10.5(0.5)	↓ 11.5(0.5)	↓ 7.5(0.75)
LloydsおよびMidland	3月6日	11.0(0.5)	12.0(0.5)	8.25(0.75)
	3月21日	↓ 10.5(0.5)	↓ 11.5(0.5)	↓ 7.5(0.75)

(注) カッコ内は引下げ幅。

◇英国、繊維品輸入監視制度を強化

1. 英国政府は3月20日、繊維品輸入監視制度を強化し、4月3日から実施する旨発表した。その内容は次のとおり。

(1) 既存の繊維品輸入監視制度(注)の適用範囲を拡大、合織糸・綿、同織物等を対象に加える。

(2) 本制度は、ＥＣ諸国を除くすべての国からの輸入に適用する。

(注) 現在は主としてギリシャ、トルコからの綿糸が対象。対象品目の輸入業者は、個々にライセンスを申請することになっており、政府はこれを通じて輸入の目的、内容等をチェックすることができる。

2. 繊維品の輸入については業界を代表して、英国繊維連盟(the British Textile Confederation)が3月19日、政府に対し「現行輸入水準の20%削減」方を要請したところであり、本措置は不振業界に向けての個別対策と受けとめられている。

なお、Mearcher 産業省次官は、「本措置は量的輸入規制導入の第一歩を意味するものではない」と述べるとともに、「業界は政府に輸入抑制を訴える一方で、割安な海外製品を買い入れて利益追求に走る仕ぶりも目だつなど、自己撞着的な面を反省すべきである。輸入抑制のイニシアチブは業界自身が握るべきである」との見解を表明している。

◇西ドイツ、公定歩合を引下げ

1. ブンデスバンクは3月6日の定例中央銀行理事会において、公定歩合を5.5%から5.0%へ0.5%、債券担保(ロンバード)貸付歩合を7.5%から6.5%へ1%、それぞれ引き下げ、3月7日以降実施する旨決定、発表した。今回

の引下げは、昨年10月、12月および本年2月に続き4回目のもので、通計引下げ幅は公定歩合が2.0%、債券担保貸付歩合が2.5%となった。

2. 同行コミュニケによれば、「本措置は国内景況ならびに対外的側面からみて、市場金利の低下が今後とも続くことが望ましいと判断して実施したもの」とされている。またクラゼン総裁等同行首脳部は、要旨次のような追加説明を行っている。

「最近、短期市場金利がやや下げ渋っているが、本措置により市場金利は再び低下に向かおう。ロンバード貸付歩合の引下げ幅を1%と公定歩合のそれより大幅にしたのも、同貸付が増加してきているおりから、金融機関の資金コストをいっそう効果的に軽減し、市中貸出金利の低下を促すためである。

また、最近内外の金利差を映じた投機資金の流入や国内企業の海外からの借入れにより短資の流入が続く、マルクが大幅にフロート・アップしている点も本措置の背景となっている。なお、外貨準備は1月に16億マルク、2月に24億マルク増加したが、それぞれ約3分の2が米ドル買介入によるものである」。

◇西ドイツ、1975年度連邦予算成立

西ドイツの1975年度(1~12月)連邦予算は3月21日、連邦議会において予算案が可決され成立したが、その概要等下記のとおり。

(1) 歳出規模は1,551億マルク、前年度比+13.7%と、前年度実績(+12.0%)ならびに本年の名目経済成長率(8~9%)を上回る一方、歳入規模は1,323億マルクと前年度比+3.4%にとどまるため、財政赤字は228億

西ドイツの1975年度連邦予算

(単位・億マルク)

		1974年度	1975年度	前年度比 伸び率
歳入		1,280	1,323	3.4%
歳出	労働省	273	316	15.8
	国防省	289	310	7.3
	運輸省	191	190	△ 0.5
	厚生省	52	147	182.7
	農林省	54	55	1.9
	教育・科学省	39	44	12.8
	都市・住宅省	39	41	5.1
	その他とも計	1,364	1,551	13.7
財政収支じり		△ 84	△ 228	—

マルクと前年度(84億マルク)を大幅に上回っている。

(2) 本予算の性格についてアベル蔵相は、「景気を刺激し失業減少に役だとう」としている。しかしその歳出の内訳をみると、失業保険金の増加による労働省予算の増額(43億マルク、前年度比+15.8%)ならびに児童手当の新設による厚生省予算の増額(95億マルク、前年度比2.83倍)など移転的支出の増加が目だっており、投資的支出はほとんど増えていない。

◇西ドイツ政府、8.5%物連邦債を発行

西ドイツ政府は3月21日、本年第1回目の連邦債の発行要領を以下のとおり決定した。今次連邦債は、最近の市中金利低下を反映して、クーポン・レートが前回発行分(74年12月)を1%ポイント下方回り、応募者利回りも8%台となった点が注目される(カッコ内は前回発行分)。

発行額	660百万マルク	(600百万マルク)
表面金利	8.5%	(9.5%)
期間	8年<期限前償還不可>	(8年)
発行価格	98.5%	(99%)
応募者利回り	8.77%	(9.69%)
売出し期間	4月1~3日<ただし上記のうちの600百万マルクについて>	

◇フランス、追加的景気支持策を決定

1. フランス政府は3月17日の閣議において、生産的投資と住宅建設の促進を主眼とする景気支持策を決定した。本措置は、自動車業界再建支援措置(昨年12月決定)、土木建設業界支援措置(1月決定)などと同様、最近の景気後退を下支えするための個別対策の一環として採られたものである。

2. 措置の概要は次のとおり。

(1) 生産的投資の促進

イ. 設備投資に対する特別償却率の引上げ(注)……昨年6月策定のインフレーション総合対策において、本年6月末までの1年間に限り引き下げていた償却率を期限前復活するもの(本措置による76年の歳入減3億フラン)。

(注) 特別償却率は、普通償却率に財の耐用期間に応じて一定の係数を乗じた率が適用されるが、今回の決定によりこの係数は以下のように引き上げられることとなる(カッコ内は現行係数)。

- (1) 耐用期間3~4年の財……1.5(1.0)
 (2) " 5~6年の財……2.0(1.5)
 (3) " 7年以上の財……2.5(2.0)

ロ. 商業用自動車、工作機械等の投資財にかかる割賦販売条件規制の撤廃(注)。

(注) 現行は、たとえば、商業用自動車(3.5トン以下)の場合最低頭金比率20%、最長割賦期間21ヵ月。

ハ. 輸出増進を目的とする中・長期設備投資金融の拡充……クレディ・ナショナル等政府系金融機関の行う当該融資枠を4月以降30億フラン拡大。

(2) 住宅建設の促進

イ. 政府資金援助による公共住宅建設の増進(本年中25千戸増、所要歳出増5.5億フラン)。

ロ. 住宅貯金残高を上回る補完的住宅融資を貸出準備率制度の適用対象から除外。

ハ. 政府資金援助対象住宅の建設費上限を1月に引き続き引上げ(4月以降+5.5%、所要歳出増3億フラン)。

◇フランス、経済審議会の第7次5ヵ年計画に関する答申

1. フランスの経済審議会(ジスカールデスタン大統領の諮問機関、経済成長部会等4部会から構成)は3月28日、昨年末来検討を進めてきた第7次5ヵ年計画(1976~80年)の原案を策定、答申を行った。なお今後、本答申を参考に政府案が作成され、6月にも国会に上程される予定である。

今次答申の骨子は以下のとおり。

(1) 経済成長率

1976~80年間の年平均実質経済成長率として、①3.8%、②5.2%(1970~73年実績5.9%)、の2ケースを想定したが、その場合の主要指標はそれぞれ下表のとおりとなる。

	ケース①	ケース②	1970~73年 実績
設備投資(伸び率、年率・%)	3.0	6.1	7.6
個人消費(")	3.7	4.6	5.8
財政支出(")	4.2	5.3	6.4
消費者物価上昇率(年率・%)	10.8	9.2	6.1
経常収支じり(1980年、億フラン)	△370	△280	(74年) △290

両ケースの物価、国際収支に与えるインパクトを勘案し、さらに今後の雇用対策(将来10年間にわたり、年平均30万人の新規求職にこたえる要)および社会的公正推進などの観点に立つと、高成長(ケース②)の方が望ましいと結論できる。

(2) 物価、国際収支対策

イ. 物価対策

フランスの経済にとってインフレが最大の敵であることに変わりはない。このために引締めぎみの金融政策運営、資本利得税の導入、インデクセーシ

ョンを含む貯蓄奨励策の拡充などにより、一段と物価抑制に努めることが必要。

ロ. 国際収支対策

遅くとも1980年までには経常収支の均衡を達成することが基本目標。しかし、世界貿易の年平均伸び率<実質ベース>を高めに想定しても(4.0~4.5%)、本目標達成には相当の努力を要する。したがって、国内物価安定のほか、輸出指向型経済への体質転換、農産物輸出の維持、省エネルギー対策の推進を図ることが重要。かりにこうした対策を怠った場合には、1980年の対外債務残高は2千億フランにも達し、フランスの対外信用を著しく損なうことになる。

2. フランスでは、エネルギー危機発生以降、ジスカールデスタン大統領自身が「やみくもな成長」(la croissance sauvage)との決別を説くなど、政府が安定成長路線への転換を唱導してきただけに、今次答申がどちらかといえば高成長重視であることに関心が寄せられており、今後の審議の過程が注目されている。

◇クレディ・リヨネ銀行、新通貨計算単位を採用

1. フランスのクレディ・リヨネ銀行は3月11日、新通貨計算単位(UFI: unité financière internationale)を採用する旨発表した。これは、同行の長期債券取引などに関し適用されるものである。

新通貨単位の決定方法等は次のとおり。

(1) UFIはSDR同様、主要国通貨の各国市場における対ドル相場加重平均(いわゆる「バスケット方式」)により決定し、ドル建表示とする。

(2) UFIに組み込まれる通貨は、1969年から73年までの世界貿易に占めるシェアの上位10か国の通貨とし、そのウエイトは、同シェア

を基にして次のように定める。

米ドル…21%、ドイツ・マルク…17%、英ポンド…10.5%、フランス・フラン10%、日本円…10%、カナダ・ドル…7.5%、イタリア・リラ…7.5%、オランダ・ギルダー…7%、ベルギー・フラン…6%、スウェーデン・クローネ…3.5%

2. バスケット方式による通貨単位としては、すでにEurco(48年10月「要録」参照)などが考案されているが、同行では、UFIに占めるドル・グループ(米ドル、カナダ・ドル計28.5%)とマルク・グループ(ドイツ・マル

ク、オランダ・ギルダー、ベルギー・フラン計30%)の比率がほぼ等しいことから、UFIは相場変動による為替変動を相当程度回避しうるものとして、通貨計算単位の使用拡大を期待している。

◇イタリア、量的金融緩和措置等を決定

1. イタリアの信用貯蓄閣僚審議会(Comitato Interministeriale per il Credito ed il Risparmio)(注)は3月21日、輸入保証金制度の廃止および金融の量的緩和措置等一連の政策措置を決定し、発表した。今次諸措置の概要は以下のとおり。

(注) 大蔵大臣を議長とし、主要経済閣僚をメンバーとする金融政策決定機関。

- (1) 74年5月2日付の政令により導入された輸入保証金制度を本年3月24日以降撤廃する。
 - (2) 全銀行に対する量的貸出規制(75年3月末の貸出残高を前年同月末比15%増以内とする)は4月1日以降廃止する。
 - (3) イタリア銀行は、市中金融機関に対するリファイナンス供与に際しては、貸出金利の引下げを実行した先および輸出・農業向け融資枠を拡大した先を優先する。
 - (4) 大蔵省証券の発行方法を改正し、同証券の競争入札に対し、イタリア銀行および商業銀行以外の金融機関が参加することを認める(従来は商業銀行のみ)。
2. 今次諸措置決定の背景について、コロombo蔵相は以下のように説明している。

「輸入保証金制度は、投機的輸入の防止等により国際収支の改善を図ることを主眼に導入されたものであるが、昨秋以降国際収支は大幅な改善をみているほか、本年2月のEC蔵相理事会において人為的貿易制限を回避する旨合意されたことなどに照らし撤廃することとした。今次措置により、今後6ヵ月間にわたって約1兆2,000億リラの資金が解放されることになり金融機関の貸出余力も拡大しよう。しかしながら、国際収支の改善には引き続き注力していく必要があるので、輸出振興ならびに主要輸入品の一つである農産物の自給率引上げをねらって、輸出・農業向け融資枠を拡大した先に対してイタリア銀行のリファイナンス供与を優先することとなったものである。一方、①景気後退に伴い資金需要が大幅に落ち込んでいること、②市中金利の低下を促進する必要があること、などにかんがみて銀行貸出に対する量的貸出規制の廃止を決定した。もっとも、IMF借款条件とのかね合いで、金融機関貸出総体としてはその伸びを引き続き抑制せざるを得ない必要がある。また大蔵省証券

の発行方法改正は、同証券の消化促進、入札レートの引下げなどを目的としたものである」。

◇イタリア、金担保借款の一部返済等を決定

1. イタリア政府およびイタリア銀行は2月27日、74年9月に西ドイツから供与された総額20億ドルに上る金担保借款の期限到来(3月5日)に伴い次の要領でこれに対処することを決定、発表した。すなわち、①5億ドルは返済するが、残額15億ドルについてはさらに6ヵ月間借入れを延長更新する、②返済要資の一部に充当するためIMFスタンバイ・クレジット(総枠10億SDR<12億ドル>)の未使用残額3億SDR(約3.7億ドル)を引き出す。
2. 今次措置についてコロombo蔵相は、「オイル赤字はなおかなりの額に達しているが、昨年11、12月とノン・オイル収支の黒字を記録するなど、このところ国際収支面の改善が著しいことにかんがみて決定されたもの」と説明しているが、イタリアの対外信用力回復をも意図されたものと受けとめる向きが少なくない。

◇イタリア、サウジアラビアと2国間経済協力協定を締結

1. レオーネ・イタリア大統領は3月4日、サウジアラビアとの間で、期間5年の経済協力協定を締結した旨発表した。今次協定の概要は以下のとおり。
 - (1) イタリア、サウジアラビア両国は、鉱工業、農業、運輸、通信、金融の各分野における相互協力を促進することとし、その一環としてイタリアはサウジアラビアに原油を見返りに技術・設備を供与する。
 - (2) サウジアラビアの開発計画を促進するため次のような措置を実施する。
 - イ. 具体的な開発計画の作成ならびにその実施に関する協定の締結を協議するため、両国政府の代表により構成される委員会を設置する。
 - ロ. 開発計画に対するイタリアの民間企業の参加を認める。
 - ハ. 開発計画実施に携わる関係機関および個人に対して、入国、滞在許可等につき必要な便宜を図る。
2. 本協定の細目については今後の交渉にゆだねられることとなっており、具体的なプロジェクトの金額等は未定であるが、一般には「サウジアラビアの中期経済発展計画が総額1,500億ドルにも達することからすれば、石油化学コンビナート、港湾、学校、病院、交通・通信施設等の建設参加は相当額の契約となろう」との受けとめ方が多い。

◇スイス銀行協会、貸出金利を引下げ

スイス銀行協会は3月21日、手形割引金利を0.5%引き下げて6.5%とし、4月1日から実施する旨決定、発表した。本措置は、さる3月3日の公定歩合引下げ(5.5→5.0%)ならびに最近の市場金利の低下などに対応して採られたもので、昨年7月1日に6.5%から7%に引き上げられて以来、はじめての引下げである。

◇スイス、為替ポジション規制を強化

1. スイス政府およびスイス中央銀行は、1月22日以降実施している為替ポジション規制(市中銀行の毎日の外貨債務残高合計額を外貨債権残高合計額によってカバーさせるもの)を強化し、4月1日以降外貨の種類ごとに毎日の債務残高を債権残高でカバーさせる旨決定、同日発表した。本措置についてスイス中央銀行は、「従来の規制では個々の通貨については投機的なポジション(たとえばドルの売持ちポジション)が可能であったため、ドル売り圧力を十分に抑制できないことなどの欠陥があった。今次規制強化により、このようなポジションが是正されよう」と説明している。

2. またスイス中央銀行は4月1日、大口為替取引報告徴求について、各市中銀行(外銀支店を含む)ならびにスイス所在の多国籍企業、金融会社の一部と紳士協定を締結した。これにより1件5百万ドルを超える大口為替取引(直物、先物とも)は取引発生の日、その金額および取引先の所属国名について書面で報告する扱いを受けることとなる(金額が大きく、投機的とみられる場合は電話により即時報告)。さらに市場安定や国益保護の観点からスイス中央銀行が必要と認める場合には、同行が上記により事前に報告を受けた大口の取引については市場外の相対で行うことも合意された。なお同行では本報告について、「為替取引の実態に関して包括的な情報をうるためのものにすぎず、為替取引認可制を導入するなどといった為替管理強化のねらいはない」とコメントしている。

◇スイス、資本輸出枠を拡大

スイス中央銀行は3月5日、最近の債券市場の好調な地合いにかんがみ、下記のとおり資本輸出枠を拡大する旨発表した。

(1) 外国公債券……3、4月合計の起債枠を300百万フ

ラン(1、2月合計230百万フラン)とし、1件当りの最高額も80百万フラン(1、2月同60百万フラン)に引き上げる。

(2) 外国私債券……第1四半期の起債枠を約1,000百万フランに増額する(当初予定の枠700百万フランが消化されたため)ほか、第2四半期も同じく1,000百万フランに据え置く予定。

(3) ただし、対非居住者貸付の第1四半期枠(500百万フラン)は変更しない。

◇スペイン、IMF借款を取入れ

スペイン政府は3月4日、296.2百万SDRをIMFオイル・ファシリティから借り入れた旨発表した。

本措置は、石油危機以降大幅に悪化した同国の経常収支(下表参照)に依然改善の兆しがうかがわれないことから外貨準備対策として採られたものとみられている。

スペインの経常収支等の推移

(単位・百万ドル)

	1972年	1973年	1974年	第1 四半期	第2 四半期	第3 四半期	第4 四半期
貿易収支	△2,564	△3,578	△7,588	△1,387	△2,224	△1,856	△2,121
うち oil-deficit	△750	△911	△3,219	n. a.	n. a.	n. a.	n. a.
経常収支	653	569	△3,231	△643	△1,221	△206	△1,160
外貨準備 (年末ないし 四半期末)	5,014	6,772	n. a.	6,470	6,101	6,457	6,277

◇ポルトガル、銀行および保険会社を国有化

ポルトガル最高革命評議会は(注)3月14日、銀行(外銀支店、外資系銀行を除く)および保険会社の国有化を発表した。本措置は、ポルトガル産業が主要7大金融系列により構成されてきただけに、実質的な産業国有化ともみられている。

(注) 3月13日、スピノラ元大統領を中心とするいわゆる穩健派を排除(スピノラは3月11日の右派クーデター失敗により失脚し亡命)して成立した国政の最高機関で、軍部左派および共産党が主導。したがって、本措置は2月発表の「経済社会3ヵ年計画」(3月号「要録」参照)の基本方針からはかなり逸脱している。

◇オランダ、公定歩合を引下げ

1. オランダ銀行は3月6日、公定歩合を1.0%引き下げ翌7日から実施する旨発表した。

新レートは次のとおり(カッコ内は旧レート)。

割引歩合
為替手形および政府証券 6.0%(7.0%)

約束手形	7.0%(8.0%)
当座貸越および担保貸付利子歩合	
個人・私企業向け	8.0%(9.0%)
その他	7.0%(8.0%)

2. 本措置について、オランダ銀行は「海外金利の低下に沿ったもの」とのみコメントしており、一般でも同日の西ドイツの公定歩合引下げに追随したものとみられている。

◇ベルギー、公定歩合を再引下げ

1. ベルギー中央銀行は3月12日、基準割引歩合を0.75%、その他金利を1.0%引き下げ13日から実施する旨を発表した。今次引下げは、さる1月の引下げ措置に続くものである(カッコ内は旧レート)。

割引歩合

銀行引受手形 (Traites acceptées domiciliées en banque) および輸出入関係手形 7.50%(8.25%)

その他の手形 8.00%(9.00%)

貸付歩合 8.00%(9.00%)

2. 今次措置の背景につきベルギー中央銀行は、「国内経済は、前回の公定歩合引下げ後も依然として後退傾向を改めず、失業者数は増加の一途(失業者数10~12月<月末計数>平均127.3千人→1月147.8千人→2月153.3千人)をたどっている。市中金利も、民間資金需要の停滞に加え輸出の好調持続、短資流入などもあって急落が目だっていた。こうした国内事情のほか、3月上旬に、西ドイツ、オランダ等の公定歩合引下げがあいついだことも今回措置を採るに際し配慮した」旨説明している。

◇ベルギー中央銀行総裁の更迭

ベルギー中央銀行総裁は2月26日付をもって、ロベール・バンドピュット氏の定年退職に伴いセルル・ド・ストレイカー副総裁が昇格、任命された。

ストレイカー新総裁は、1915年2月2日生まれ(満60歳)、ルーバン大学卒業後、ベルギー化学産業連盟に勤務、経済部長等を歴任後1945年2月1日ベルギー中央銀行に入行、外国局長を経て、1958年理事就任、1972年以降副総裁の任にあった。

◇デンマーク、銀行・保険会社の預貸金利差規制を実施

デンマーク議会は3月11日、政府提出の「預貸金利差規制法案」を原案どおり可決した。この結果、デンマークの銀行ならびに保険会社は、商業銀行・貯蓄銀行監督局の監視の下、今後貸出に伴う利ざや幅を過去3年間(会計年度)の平均金利差の範囲内にとどめることが義務

づけられた。

本措置は、昨年拡大をみた金融機関の金利マージンに対し、国内各方面から最近とみに非難が集中していることにかんがみて採られたものとみられている。ちなみに昨年の金利差は、過去3年間の平均金利差に比し商業銀行で0.55%ポイント、貯蓄銀行では0.62%ポイントそれぞれ上回っていたことになる。

◇デンマーク、賃金の物価スライド条項の改訂、主要物価・利潤・配当の凍結措置を実施

1. かねて難航を続けていたデンマークの協定賃金改訂交渉(75年3月から2年間有効)は、3月11日、概要以下の政府裁定案に労使が合意し決着をみた。

(1) 全労働者の基本給を2%引き上げる。

(2) 生計費指数が3%ポイント上昇するごとに、一律0.6クローネ(従来0.4クローネ)を時間当り賃金に加給する。

2. またデンマーク議会は同日、今後2年間、主要物価(対象品目は未詳)、利潤、配当を本年3月1日の水準に凍結するという政府提出法案を原案どおり可決した。

◇デンマークの商業銀行、新種の預金証書を発行

デンマークのアンデルス銀行(Andelsbanken)は、このほど新種の預金証書を発行する旨発表した。同行によれば、本預金証書の発行価格は586デンマーク・クローネ、5年後の償還価格は1,000クローネとされている。本証書は、①一般の預金金利動向にかかわらず利率が段階的に上昇(1年目6%→5年目16%)すること、②期限前の償還が自由でしかも利子つきであること、などの点の特徴となっている。

◇ノルウェー、第一線準備率を引下げ

ノルウェー政府は2月16日、商業銀行に課せられている第一線準備率を2%引き下げ、預金量10億クローネ以上の銀行については6%、それ以下の銀行については4%とする旨発表した。当局筋では、本措置により800百万クローネの資金が解除されるものと見込んでいる。

本措置の背景につきノルウェー中央銀行は、「最近の銀行の流動性ひっ迫にかんがみたるもの」としているが、納税期を控え、需資増大に対処することをねらったものとの受けとめ方が一般的である。

◇スウェーデン、流動性比率の算出方法を改定

1. スウェーデン中央銀行は3月2日、商業銀行をはじめ各銀行に対し、銀行種類別に流動性比率を次のとおり

2～10%引き上げる旨発表した(カッコ内は旧比率)。

貯蓄銀行・協同組合系銀行……40%(30%)

商業銀行……26%(24%)

(ただし、Handelsbanken 等一部有力銀行については32～30%を適用)

2. 本措置は、本年1月1日以降流動性比率の算出方法が以下のとおり改定されていることに伴う技術的な調整と説明されている。

(1) 流動資産として計上される国債、住宅債券の評価に際しては、従来の市場価格ベースによる方法を取りやめ、額面評価によることとする(市場価格が額面価格を下回っている現状に対処するため)。

(2) 計算期間を従来の1ヵ月単位から1年単位に変更する(季節性による流動性比率の大幅な変動を除去するため)。

◇フィンランド、輸入規制策を導入

1. フィンランドは3月12日、概要以下のような輸入規制策を発表した。

(1) 輸入預託金制度の新設

預託金は輸入金額の5～30%とし(対象品目は食料品、たばこ、衣料、自動車等で、全輸入に占める割合は50%、通関の際徴収)、フィンランド中央銀行の特別勘定に再預託され、6ヵ月後に輸入業者に払い戻される(無利息)。議会において所要の立法措置が講じられたい実施される予定。

(2) 輸入課徴金制度の暫定的適用

上記預託金制度実施までの経過措置として、輸入金額の15%を課徴金として徴収(即日実施)。本課徴金は国庫に納付され、払戻しは行われない。

(3) 価格規制の導入

これらの措置に伴うコスト増の価格転嫁を防ぐため、所要立法措置が講じられたい、価格規制を導入する。

2. これらの措置につき当局筋は、「最近の貿易収支赤字幅拡大傾向(注)にかんがみ、投機的輸入を抑制する観点から採られたもの」と説明している。

なお上記輸入預託金制度および価格規制に関する法案

(注) フィンランドの貿易収支

(単位・億マルカ)

	1973年	1974年	1975年		1975年 1、2月計
			11月	12月	
輸出(FOB)	146	203	18.1	13.7	n.a.
輸入(CIF)	166	252	23.0	17.8	n.a.
貿易収支	△20	△49	△4.9	△4.1	△17.9

は3月22日議会を通過し、即日実施に移され、これに伴い、輸入課徴金制度は自動的に廃止された。

3. またフィンランド中央銀行は3月11日、「経常収支赤字を削減する意図から」(同行筋)、商業銀行に対する債券担保貸付に一定額の限度を設ける旨発表した。

アジアおよび大洋州諸国

◇韓国、1974年の外国人投資状況を発表

経済企画院が3月2日発表したところによると、74年中の外国人投資(認可実績)は日本の繊維、電機、観光向け投資の急減を主因に、170件、139.9百万ドルと前年に比べ件数(-52.3%)、金額(-47.2%)とも大幅減少となった。

こうした投資急減の背景としては、①同国経済が輸出不振を主因に停滞を余儀なくされ、また主要輸出先である日米両国の景気低迷持続から先行き急速な回復は期待されないこと、②主要国の金融引締めや石油危機後の国際金融情勢の悪化などにより、企業の投資資金調達が困難化したこと、などが指摘されている。

外国人投資認可額の推移

	1969年	1970年	1971年	1972年	1973年	1974年	1974年末累計
件数	31	85	83	158	356	170	949
投資額 (百万ドル)	28.2	61.4	45.2	110.4	264.7	139.9	723.5

(注) 1974年末累計のうち、馬山輸出自由地域分は110件、83.4百万ドル。

外国人投資の認可内訳

(1) 業種別

	1974年			1974年末累計		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
農林水産業	9	3.8	2.7	51	12.1	1.7
鉱工業	152	118.5	84.7	853	552.2	76.3
うち						
繊維・縫製品	18	34.2	24.4	107	141.1	19.5
電気製品・電子部品	49	22.4	16.0	207	116.3	16.1
石油	2	17.6	12.6	6	50.6	7.0
輸送用機器	4	10.8	7.7	12	36.7	5.1
その他	9	17.7	12.7	45	159.2	22.0
うち						
ホテル・観光	5	12.3	8.8	27	122.2	16.9
合計	170	139.9	100.0	949	723.5	100.0

(2) 国 別

	1974年			1974年末累計		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
	件	百万ドル	%	件	百万ドル	%
日 本	146	94.8	67.8	784	474.7	65.6
米 国	18	32.2	23.0	122	198.6	27.4
西ドイツ	1	0.7	0.5	10	9.4	1.3
パ ナ マ	1	0.6	0.4	8	7.6	1.1
香 港	2	0.2	0.1	9	4.4	0.6
そ の 他	2	11.4	8.2	16	28.8	4.0
合 計	170	139.9	100.0	949	723.5	100.0

(3) 形 態 別

	1974年			1974年末累計		
	件数	金額	構成比	件数	金額	構成比
	件	百万ドル	%	件	百万ドル	%
単 独 投 資	8	39.7	28.4	141	230.5	31.9
合 弁 投 資	162	100.2	71.6	808	493.0	68.1
合 計	170	139.9	100.0	949	723.5	100.0

◇香港、預金・貸出金利を引下げ

香港の為替銀行協会は、海外金利の低下に伴う米ドルの流入抑制かたがた景気浮揚を図る見地から、預金の協定金利を0.5~1.75%引き下げることとし、3月8日から実施した。新預金金利は次のとおり(単位・年利%、カッコ内は旧金利)。

普通預金(注)	2.5	(3.5)
通知預金	2.5	(4.25)
定期預金		
3か月もの	3.25	(4.5)
6か月〃	4.5	(5.5)
12か月〃	5.5	(6.0)

一方、主要英系2行(香港上海、チャータード)は3月8日、貸出プライム・レートを1%引き下げ6.5%とした。

(注) 3月12日引下げ実施。

◇マレーシア等、天然ゴム国際緩衝在庫機構創設を決定

天然ゴムの主要生産国であるマレーシア、インドネシア、タイの3か国(世界生産シェア約75%)は3月3日、クアラルンプールで政府間ベースの専門家会議を開催し、昨年11月のマレーシア政府提案になる天然ゴム国際緩衝在庫機構の創設につき正式に合意に達した。同機構

は本年9月までに発足となる運びだが、上記3か国のほかに、シンガポール、スリランカ、南ベトナムの参加が予定されている。

同機構は、天然ゴムの市況に価格安定帯を設け(詳細未定)、緩衝在庫の調整によって市況の安定を図ろうとするもので、その運営のために総額6億マレーシア・ドルの基金設立が計画されており、出資比率は次のとおりとなっている。

マレーシア46.1%、インドネシア26.2%、タイ11.3%、シンガポール11.2%、スリランカ4.6%、南ベトナム0.6%。

◇シンガポール、預貸金金利を引下げ

シンガポール金融管理庁は3月11日、市中預貸金金利の引下げを決定、翌12日から実施する旨発表した。

(1) 貸出プライム・レートを年9.0%から8.5%に引き下げる。

(2) 預金金利を次のとおり引き下げる(年利%、カッコ内は旧金利)。

普通預金	4.0	(4.5)
定期預金1か月	4.5	(5.0)
3〃	5.75	(6.25)
6〃	6.25	(6.75)
9〃	6.75	(7.25)
12〃	7.0	(7.5)

(注) 1年超の定期預金金利については、従来どおり各銀行の自由裁量にまかせる。

同国では、昨年10月以来すでに4回にわたり市中預貸金金利を引き下げ、金融緩和を促進してきたが、国内景況は依然として回復の兆しがみえず、解雇者も増加の一途をたどっていることから、海外金利の低下傾向をも考慮して、今次引下げを実施したものとみられる。

◇シンガポール、1975年度予算案を発表

シンガポール政府は3月3日、1975年度(75年4月~76年3月)予算案を議会に提出した。Hon Sui Sen 蔵相は財政演説のなかで、①不況が深刻化(解雇者数、74年中16,900人)している情勢にかんがみ、景気回復を当面の最重点課題とし、開発支出を大幅に増額する、②輸出振興、外資導入を進めるため、輸出保険制度の創設、金融管理庁による輸出手形買取り、pioneer industry に対する法人税免除期間の延長(現行5年から10年)を図る、などの方針を明らかにしている。

同予算案の骨子は次のとおり。

(1) 経常予算……経常歳入は、景況不振に伴う法人税収などの伸び悩みにもかかわらず、たばこ・酒・自動車

税の増税によって総額 26.5億シンガポール・ドル(前年度当初予算比13.9%増)を見込む一方、歳出は、国防・治安費の抑制によって総額 21.5億シンガポール・ドル(同17.9%増)にとどめ、収支じりでは前年度並みの5.0億シンガポール・ドルの黒字を計上している。

(2) 開発予算……これに対し 開発支出は、住宅建設(7.2億シンガポール・ドル)、ジュロン工業団地造成(2.7億シンガポール・ドル)を中心に総額 21.9億シンガポール・ドルと前年度比40.1%の大幅増加を図っており、この財源としては経常予算からの繰入れのほか、国内借入れの拡大(Central Provident Fundの国債引受け増など)、開発資金の取崩しなどを予定している。

シンガポールの1975年度予算案

(単位・百万シンガポール・ドル)

		1975年度 (A)	1974年度 当初予算 (B)	(A)/(B)
経 常 予 算	歳 入	2,647	2,323	13.9%
	うち税 収	1,939	1,664	16.5
	歳 出	2,146	1,820	17.9
	うち社会・経済行政費	856	696	23.0
	国防・治安費	710	638	11.3
	歳 出 入 じ り	501	503	
開 発 予 算	収 入	2,188	1,562	40.1
	うち経常予算繰入れ	500	480	4.2
	海外借入れ	150	75	2.0倍
	国内借入れ	1,000	750	33.3
	開発資金取崩し	245	24	10.2倍
	支 出	2,188	1,562	40.1
	うち社 会 費	1,032	699	47.6
経 済 費	1,055	789	33.7	

◇インド、1975年度予算案を発表

インド政府は2月28日、1975年度(1975年4月～76年3月)予算案を議会に提出した。スプラマニウム蔵相は財政演説の中で、74年度は実質成長率が1%を割り込む(前年度、+3.1%)など同国経済にとって独立以来最悪の年となったが、新年度についても、当面物資の不足や物価上昇が持続する懸念が強いことから、本予算案においては、食糧・エネルギー等基礎資源の確保を最優先とし、農業、肥料、電力、石炭、石油等基幹産業に対する投資を重点的に拡充する旨の基本方針を示した。本予算案の概要、次のとおり(増減率は前年度当初予算比)。

(1) 歳出面では、上記方針に基づいて、経済開発関係支出を拡大(経常、資本両勘定計+44%、うち 農業関係

2.4倍、鉱工業関係+73%)したほか、軍事費(+21%)、公債利子支払い(+22%)等一般支出の増加もあって、支出総額は1,077億ルピー(約134億ドル、+22%)と前年度(+16%)を上回る増加を計上。

(2) 歳入面では、経常収入が、輸入の増大と一部品目の税率引上げに伴う関税収入の著増(+37%)や、一般消費物資等物品税の引上げ、取引税の一律引上げ(3→4%)など増税措置の実施によって26%の増加となるため、資本収入は 国債発行減額などから伸び悩む(+11%)ものの、両勘定合計では1,054億ルピー(+21%)となる見込み。

(3) この結果、総合収支赤字額は22.5億ルピー(前年度

インドの1975年度予算案

(単位・億ルピー)

		1974年度 当初予 算	1975 年度	前年度 比増減 (△)率 %
歳 勘 定	一 般 支 出	324.6	382.5	17.8
	社会福祉関係費	45.1	48.2	6.5
	経済開発関係費	60.4	95.6	58.3
	州政府交付金	110.7	122.8	10.9
	計	540.8	649.1	20.0
出 勘 定	経 済 開 発 支 出	89.9	121.3	34.9
	うち 鉱・工 業	34.3	57.1	66.5
	運 輸・通 信	35.3	30.4 [△]	13.9
	農 業	2.0	15.9	8.0倍
	州政府等への貸付	223.4	274.4	22.8
	その他とも計	345.7	427.7	23.7
合 計		886.5	1,076.8	21.5
歳 勘 定	租 税 収 入	549.8	683.9	24.4
	うち 物 品 税	304.4	375.1	23.2
	関 税	93.6	128.4	37.2
	所 得 税	70.9	79.1	11.6
	法 人 税	66.1	78.1	18.2
	州政府への還付	(-)119.8	(-)138.2	15.4
	税 外 収 入	134.0	165.7	23.7
計		564.0	711.4	26.1
入 勘 定	国 債 発 行	49.8	32.5 [△]	34.7
	州政府等貸付金の回収	108.0	139.5	29.2
	外国援助受入れ	55.2	61.3	11.1
	その他とも計	309.9	342.8	10.6
合 計		873.9	1,054.3	20.6
赤字額(金融機関借入れ)		12.6	22.5	78.6

当初予算12.6億ルーピー)となっているが、これについては、公務員給与や物価手当等を過小に見積もっているきらいがあり、実際には70億ルーピー程度の赤字(前年度実績見込み、同63億ルーピー)が見込まれるとし、同予算のインフレ促進効果を懸念する見方もある。

◇サウジアラビア、SDRリンク制に移行

サウジアラビア中央銀行(SAMA)は3月14日、同国通貨リヤルの対米ドル・リンクを廃止して新たにSDRとリンクさせることとし、翌15日から実施する旨を発表した。本措置の概要次のとおり。

- (1) 1SDR=4.28255リヤル(73年8月来の平価)を基準とし、SDRの対米ドル・レートを勘案してリヤルの対米ドル・レートを決定する。
- (2) 3月15日の対米ドル・レートは2.3%切り上げ、1米ドル=3.47リヤル(従来同3.55リヤル)とする。
- (3) 米ドル以外の通貨に対するリヤルのレートは、従来どおり、米ドルとのクロス・レートを基準に決定する。

同国では、石油収入の著増(73年88億ドル→74年299億ドル)を背景に74年初来経済開発を急速に促進し、これに伴って輸入が急増しているが、開発関連資材や消費財の輸入価格高騰(74年7～9月前年比+30%)などから国内インフレが高進していた。とくに最近では米ドル相場の低落につれ西欧主要通貨に対するリヤルのレートが自動的に低下し、これが輸入価格の上昇を通じて国内物価の騰勢をさらに拍車するに至ったため、今回SDRリンクという形でリヤルの対米ドル・レートを切り上げる措置をとったものとみられる。

なお、サウジアラビアの本措置に続いて、クウェート(3月18日)、カタール(同19日)もそれぞれ米ドル・リンクを離脱し、SDR(カタール)ないし主要国通貨の加重平均値(クウェート)と自国通貨をリンクさせる措置を実施している。

◇豪州、鉄鋼および家電製品の輸入規制を発表

豪州政府は3月9日および11日、薄鋼板ならびに家電製品3品目につき次のとおり輸入規制を実施する旨を発表した。

- (1) 薄板(3.2ミリ以下)の75年中輸入数量を73、74年の年平均輸入量(27.7万トン)の25%(6.9万トン)に制限する。
- (2) 家電3品目の輸入につき、3月1日から向こう1年間で、割当て枠を設け、超過輸入分については追加関税を賦課する。

対象品目	割当て枠	(1974年度 輸入実績)	枠内 関税	枠外追加関税 超過輸入 入額の15.0%
洗たく機	20千台	(67千台)	30.0%	
乾燥機	70	(108)	25.0	20.0
冷蔵庫	200～ 454ℓ	20	25.0	22.5
	455ℓ以上	2.5	25.0	17.5

同国では、国内不況産業対策の一環としてすでに昨年未末、自動車(49年12月号、本年2月号「要録」参照)、繊維品(2月号「要録」参照)について輸入規制措置を実施しないし強化してきたが、今回さらに上記のとおり規制対象品目を拡大したものの。

共 産 圏 諸 国

◇ルーマニア、1975年度経済計画を発表

ルーマニア政府は、このほど1975年度(歴年)経済計画を発表した。その主要内容次のとおり。

- (1) 国民所得の前年(実績)比増加率を+14.0%と、ほぼ前年度計画(同+14.6%)並みに設定、引き続き高度成長を企図。
- (2) かかる成長目標達成にあたり、農業生産の頭打ち傾向もあって専ら工業部門の生産拡大(前年実績比+15.0%)に注力、とくに化学(同+29.7%)、機械(同+19.4%)、非鉄(同+17.5%)等主として生産財部門の大幅増産を図ることとしている。
- (3) 投資額は1,512億レイ(前年比+22.0%)とかなりの増額が予定されているが、74年度の新規工場等の建設計画が資金不足もあって総じて停滞していることから、その早期達成を図るため投資額の9割までを年初に集中的に実行する予定。
- (4) 貿易については、74年度計画(73年実績比+41.3%)が大きすぎ未達に終わったため、同+21.8%と実現可能な目標を設定している。もっとも、外貨獲得、技術水準の向上を図る見地から、西側(とくにEC諸国)との貿易および企業提携を引き続き強力に推進する計画。

ルーマニアの主要経済指標

(対前年比増加率・%)

	1971年 実 績	1972年 実 績	1973年 実 績	1974年		1975年 計 画
				計 画	実 績	
国民所得	12.5	10.0	9.7	14.6	13.8	14.0
工業生産	11.5	11.7	14.5	16.7	15.0	15.0
農業生産	18.2	9.0	4.7	21.5	…	…
投 資	10.8	10.5	9.1	20.3	…	22.0
小売売上高	9.1	10.0	7.5	9.7	…	…
貿 易	8.6	14.0	17.5	41.3	…	21.8